

研修室・実習室の申込みに当たって

研修室、実習室の御利用に当たっては、以下の制限事項等がありますので、あらかじめ御了承ください。

1 利用を許可しない場合

次のいずれかに該当する場合は、利用の許可はできません。

(1) センターの管理上支障があると認められるとき。

ア 危険物等を使用する利用で、施設及び人員に危害を及ぼすおそれがある場合

イ センターの施設若しくは設備等を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷するおそれがあると認められる場合

ウ 利用申請書等の記載事項に虚偽があると認められた場合

(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

ア 善良の風俗を乱すおそれがあると認められる場合

イ 集団的又は常習的に暴力若しくは不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

(3) その他センターの設置の目的に反すると認められるとき。

ア 物品等の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的とするためにセンターを利用しようとしていると認められる場合

イ 特定の宗教や政治団体の宣伝・勧誘の色彩の強い利用目的と認められる場合

2 利用に際しての注意事項

(1) 研修室、実習室の利用又は変更の申請は、利用を開始しようとする日の前々日までに行ってください。

(2) 利用の許可に当たっては、必要に応じ、当該許可に係る利用について条件を付することがあります。

(3) 利用の権利を他人に譲渡したり、転貸することはできません。

(4) 利用の準備及び後片付けについても、定められた利用時間中に行ってください。

(5) 次のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことがあります。また、これによって損失を受けることがあっても、その補償は行いません。

ア 上記(2)の条件又は3の遵守事項その他管理上の必要により職員が行う指示に違反したとき。

イ 上記(3)に違反したとき。

- ウ 使用料を納期限までに納めなかったとき。
- エ 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
- (6) 使用料は次に該当する場合を除き原則として返還しません。
 - ア センターの管理上特に必要があるため、知事が利用の許可を取り消したとき。
 - イ 利用権利者の責めに帰することのできない理由により、施設等を利用することができないとき。
 - ウ 利用権利者が、使用料の全額を納付した後、利用を開始しようとする日の前々日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。
- (7) センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある場合、立入りを禁止し、又はセンターからの退去を命ずることがあります。
- (8) 附属設備以外の機械・設備等を持込む場合は、利用申請時に申し出て、所長の許可を受ける必要があります。無断での持込みはできません。
- (9) 室内の机、いすなどの備品の室内での移動は可能ですが、利用後は元の位置に戻してください。机等の備品を室外へ移動することは、原則として認めません。

3 施設利用上の遵守事項

- 研修室、実習室を利用するに当たり、以下の事項をお守りください。
- (1) 許可なくセンターの附属設備又は物品をセンターの外に持ち出さないこと。
 - (2) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
 - (3) 許可なく壁、柱、扉等にポスター、看板その他これらに類するものを掲示し、文字等を書き、若しくは釘等を打たないこと。
 - (4) 危険又は不潔な物品若しくは動物（盲導犬、介助犬、聴導犬等を除く）を持ち込まないこと。
 - (5) 許可なく火気を使用しないこと。
 - (6) 許可なく設備等を設置しないこと。
 - (7) 収容人数を超えて入場させ又は入場しないこと。
 - (8) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
 - (9) 寄附金等の募集、物品等の販売、宣伝を行わないこと。
 - (10) 騒音、大声等を発し、又は暴力を振るうなど他の利用者に迷惑をかけること。
 - (11) 許可を受けた施設等の利用を開始しようとするときは、センターの職員に利用の開始をする旨を申し出ること。また、利用を終了しようとするときも同様とする。
 - (12) その他センターの職員の指示に従うこと。